

<p>○ 岡山県自然保護センターの指定管理者の募集</p> <p>【公 告】</p>	<p>目 次</p>	<p>岡 山 県 公 報</p>
<p>自然環境課</p>	<p>担当課（室）</p>	<p>発行 岡山県</p>
	<p>目 次</p>	
	<p>担当課（室）</p>	

〔三八五〕岡山県自然保護センター条例（平成三年岡山県条例第三十一号。以下「条例」という。）第十条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

平成二十六年八月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県自然保護センター（以下「センター」という。）

2 所在地

和気郡和気町田賀七三〇

3 施設概要

(1) 全体面積 約一〇〇ヘクタール

(2) 施設内容 センター棟、タンチョウ飼育施設、フィールド施設、駐車場等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行うセンターの管理の基準は、条例、岡山県自然保護センター条例施行規則（平成三年岡山県規則第五十一号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第三百三十四号）及び別に示す岡山県自然保護センター指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

1 センターの施設の利用等の許可に関すること。

2 センターの施設及び設備の維持管理に関すること。

3 条例第二条に規定する業務の実施に関すること。

4 その他センターの運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで（予定）

五 管理運営費

センターの管理運営に要する費用に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

- (1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 法律行為を行う能力を有しない者
  - イ 破産者で復権を得ない者
  - ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により岡山県における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
  - オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - カ 岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者
  - (3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。
    - ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二條第三号の暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
    - イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二條第一号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
    - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

- (1) 配布期間  
平成二十六年八月十二日（火）から同年十月十日（金）までの午前九時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一條第一項に規定する休日（をいう。）を除く。
- (2) 配布場所  
岡山県環境文化部自然環境課自然保護班

〒七〇〇一八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六一二二六一七三〇九（直通）

ファックス 〇八六一二二四一七五七二

電子メールアドレス [szien@pref.okayama.lg.jp](mailto:szien@pref.okayama.lg.jp)

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、二百五円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県環境文化部自然環境課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/page/393622.html>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

平成二十六年九月一日（月）午後一時三十分から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項に定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ センターの管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前の事業年度（以下「前事業年度」という。）における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前事業年度

を除く直近の事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

オ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

カ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

キ 役員の名簿

ク 法人等の概要

ケ 1(2)及び(3)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2(2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成二十六年十月十日(金)必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県環境文化部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類(以下「提出書類」という。)について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 事業計画の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容がセンターの機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

(4) その他センターの業務を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等(以下「申請者」という。)に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。(平成二十六年十一月を予定)

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後

# 平成26年8月12日 岡山県公報 号外

に、指定管理者として指定する。

## 九 その他

- 1 提出書類は、返却しない。
- 2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用することがある。
- 3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- 4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。
- 5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- 6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者及び関係者において不法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。
- 7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

## 十 問い合わせ先

六2(2)の場所